

考 査 項 目 別 運 用 表
一般監督員(1)

(別表)

考査項目	細別	判断例			a	b	c	d	e		
		評価対象			適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である		
1. 施工体制	I 施工体制一般	小	簡	標	◆評価対象項目 <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」チェックで指摘指示事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)確認できた。 <input type="checkbox"/> 施工体制一般で指摘指示事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)確認できた。 <input type="checkbox"/> 工事カルテの登録は、監督職員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われている。 <input type="checkbox"/> 施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。 <input type="checkbox"/> 作業分担の範囲が、下請業者を含め、書面(施工体制台帳及び施工体系図)に明確に記載している。 <input type="checkbox"/> 作業分担の範囲が確認でき現場と一致している。 <input type="checkbox"/> 標識類や施工体系図、作業主任者一覧等が現場等の見やすい場所に掲げられ、変更の都度更新されている。 <input type="checkbox"/> 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。体制が機能するとともに品質管理が書面にて確認できる。 <input type="checkbox"/> 品質証明者が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質管理体制が有効に機能している。 <input type="checkbox"/> 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 <input type="checkbox"/> 建設業退職金共済制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 <input type="checkbox"/> 元請業者が下請業者の作業成果や施工結果を十分に検査している。 <input type="checkbox"/> 施工計画書の内容と現場施工体制(品質管理、安全管理を含む)が一致している。 <input type="checkbox"/> 安全管理体制が書面に適切に記載されている。 <input type="checkbox"/> 現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。 <input type="checkbox"/> 工事規模に応じた人員・機械配置がなされ施工している。 <input type="checkbox"/> 工場制作期間における技術者を適切に配置している。 <input type="checkbox"/> 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。 <input type="checkbox"/> その他(理由)	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	
		—	—	○							
		△	○	—							
		×	○	○							
		○	○	○							
		—	○	○							
		○	—	—							
		×	○	○							
		×	×	○							
		△	○	○							
		○	○	○							
		○	○	○							
		△	○	○							
		○	○	○							
		○	○	○							
		×	○	○							
		×	○	○							
		×	○	○							
		△	○	○							
		△	○	○							
○	○	○									
II 配置技術者(現場代理人等)		—	—	○	全体を評価する項目 <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」チェックで指摘指示事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)確認できた。 <input type="checkbox"/> 配置技術者について指摘指示事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)確認できた。 <input type="checkbox"/> 工事請負契約書第18条(条件変更等)第1項(以下、「契約書第18条」という)に基づく設計図書の照査を行っている。 <input type="checkbox"/> 現場代理人が現場に常駐しており、監督(主任)技術者が専任配置されている。 <input type="checkbox"/> 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。 <input type="checkbox"/> 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。 <input type="checkbox"/> 書類及び資料が適切に整理・処理されている。 <input type="checkbox"/> 工事内容を理解した上で、現場での臨機の対応ができている。また、良好な施工に努め、必要な工事書類が整理されている。	全体を評価する項目	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		△	○	—							
		×	○	○							
		×	○	○							
		×	○	○							
		△	○	○							
		—	○	○							
		○	—	—							
		—	○	○							
		○	—	—							
		○	○	○							
		○	○	○							
		○	○	○							
		○	○	○							
		×	○	○							
		○	○	○							
		○	○	○							
		×	○	○							
		—	○	○							
		○	—	—							
△	○	○									
○	○	○									
○	○	○									
					凡 例 工事規模別別 小 小規模(500万円未満) 簡 簡便(500万円以上5,000万円未満) 標 標準(5,000万円以上) <small>※全て請負工事書ベース。 ただし小規模対象を簡便により評価すること、簡便対象を標準により評価することができるものとする。</small> 対象項目別別 ○ 原則対象とする。 △ 評価対象として選択できる。 × 評価対象外。						
					●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満…b 評価値が60%未満80%未満…c 評価値が60%未満……………d						
					①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は選定しない。 ②選定した評価項目数を分母として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数() ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						

考 査 項 目 別 運 用 表
一般監督員(2)

(別表)

考査項目	細別	判断例			a	b	c	d	e
		評価対象			適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2. 施工状況	I 施工管理	小	簡	標	◆評価対象項目 <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」チェックで指摘指示事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)確認できた。 <input type="checkbox"/> 施工管理について指摘指示事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)確認できた。 <input type="checkbox"/> 施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したもとなっている。 <input type="checkbox"/> 施工計画書に出来形・品質確保のための記載がある。 <input type="checkbox"/> 施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致している。 <input type="checkbox"/> 日常の出来形管理を設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 <input type="checkbox"/> 日常の品質管理を設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 <input type="checkbox"/> 一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。 <input type="checkbox"/> 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 <input type="checkbox"/> 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 <input type="checkbox"/> 現場内の整理整頓を日常的におこなっている。 <input type="checkbox"/> 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。 <input type="checkbox"/> 使用する材料・設備機材の調達計画及び搬入後の管理が適切である。 <input type="checkbox"/> 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 <input type="checkbox"/> 工事打合せ簿等の工事記録の整備が適時に行われるとともに、不足無く整理されている。 <input type="checkbox"/> 建設副産物の再利用等による取り組みを適切に行っている。 <input type="checkbox"/> 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 <input type="checkbox"/> 段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。または、社内検査が計画的に行われている。 <input type="checkbox"/> 契約書第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。 <input type="checkbox"/> 施工図が着手前に提出され、作成にあたり関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。 <input type="checkbox"/> その他(理由)			施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	II 工程管理	—	—	○	<input type="checkbox"/> 「施工プロセス」チェックで指摘指示事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)確認できた。 <input type="checkbox"/> 工程管理について指摘指示事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)確認できた。 <input type="checkbox"/> 工程に与える要因を的確に把握し、それを反映した工程表を作成している。 <input type="checkbox"/> 計画実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 <input type="checkbox"/> 現場での工程管理を詳細工程表(週間・月間・短期等)やデータ等を用いて、日常的に把握している。 <input type="checkbox"/> 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切(請負者の責による遅延のないこと)に工程を管理している。 <input type="checkbox"/> 地元調整や現場条件変更への対応を積極的にを行い、その結果をその都度書類で報告している。 <input type="checkbox"/> 関連工事や近隣住民(入居官署等を含む)との調整を積極的にを行い円滑な工事進捗が図られた。 <input type="checkbox"/> 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 <input type="checkbox"/> 工程に関する各種制約(時間制限、片側交互通行等)への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 <input type="checkbox"/> 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 <input type="checkbox"/> 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 <input type="checkbox"/> 請負者の責による夜間や休日の作業がない。 <input type="checkbox"/> 休日・代休等の確保を行った。 <input type="checkbox"/> 休日の確保を行い、かつ余裕をもって工期前に完成した。 <input type="checkbox"/> 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 <input type="checkbox"/> その他(理由)			工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

●判断基準

評価値が90%以上……………a
 評価値が80%以上90%未満…b
 評価値が60%未満80%未満…c
 評価値が60%未満……………d

①当該『評価対象項目』のうち、対象としない項目は選定しない。
 ②選定した評価項目数を分母として計算した比率(%)計算の値で評価する。
 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()
 ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

凡 例

工事規模別種別	
小	小規模(500万円未満)
簡	簡便(500万円以上5,000万円未満)
標	標準(5,000万円以上)

※全て請負工事費ベース。
 ただし小規模対象を簡便により評価すること、簡便対象を標準により評価することができるものとする。

対象項目種別	
○	原則対象とする。
△	評価対象として選択できる。
×	評価対象外。

考査項目別運用表
一般監督員(3)

(別表)

考査項目	細別	判断例			a	b	c	d	e
		評価対象			適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2. 施工状況	Ⅲ 安全対策	小	簡	標	◆評価対象項目				
		△	○	—	□「施工プロセス」チェックで指摘指示事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)確認できた。			安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		×	×	○	□安全管理について指摘指示事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)確認できた。				
		×	○	○	□災害防止(工事安全)協議会等を1回/月以上活動し、記録が整備されている。				
		—	—	○	□店社ハトールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。				
		○	○	○	□各種安ハトで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、是正報告されている。				
		○	○	—	□安全ハトール、安全教育等を実施し労災事故防止に努めている。				
		△	○	○	□安全教育・安全訓練等を適時適切(半日/月以上)実施し、記録を整備している。				
		○	○	○	□安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備されている。				
		△	○	○	□新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性が反映され、記録が整備されている。				
		×	×	○	□現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。				
		○	○	○	□工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。				
		○	○	○	□過積載防止に取り組んでいる。				
		×	○	○	□使用機械、車両等の点検整備がなされ、管理されている。				
		×	○	○	□重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。				
		×	○	○	□山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。				
		○	○	○	□仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。				
		○	○	○	□保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。				
	○	○	○	□地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。					
	○	○	○	□その他(理由)					
	Ⅳ 対外関係	—	—	○	□「施工プロセス」チェックで指摘指示事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)確認できた。			対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		△	○	—	□対外関係について指摘指示事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)確認できた。				
		×	×	○	□地元や関係者を対象とした工事説明会や現場見学会を開催し、その記録が整備されている。				
		○	○	○	□関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。				
		○	○	○	□地元や近隣住民(入居官署等を含む)との調整を行い、トラブルの発生が少ない。				
		○	○	○	□第三者や近隣住民(入居官署等を含む)からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。				
		○	○	○	□関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。				
○		○	○	□工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。					
×		×	○	□現場のイメージアップに取り組んでいる。					
○		○	○	□苦情に対的確に対応し、良好な対外関係であった。					
○	○	○	□その他(理由)						

凡 例

工事規模別種別

小	小規模(500万円未満)
簡	簡便(500万円以上5,000万円未満)
標	標準(5,000万円以上)

※全て請負工事費ベース
ただし小規模対象を簡便により評価すること、簡便対象を標準により評価することができるものとする。

対象項目種別

○	原則対象とする。
△	評価対象として選択できる。
×	評価対象外。

考査項目	細別	対象工種	a	b	c	d	e
			適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不備である	不備である
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ 出来形	①土木工事 一般 左記項目で 評価できる工事	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきがa・bに該当しないか、概ね80%を超える。	出来形の測定又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による改善指示を行った。	出来形の測定結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。(契約書第17条に基づく監督職員による改造請求も含まれる。)
			<p>①出来形の評定は、工事全般を通じて評価するものとする。</p> <p>②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。</p> <p>③出来形管理とは、『土木工事施工管理基準』の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。</p> <p>④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</p>				
※バラツキの判断は別紙-4参照							

考 査 項 目 別 運 用 表
一般監督員(4)

(別表)

審査項目	細別	対象工種	a	b	c	d	e														
			適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不備である	不備である														
3. 出来形及び出来ばえ I 出来形	②土木工事 一般 ①で判断ができない 工事 ③維持修繕工事	<input type="checkbox"/> 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 <input type="checkbox"/> 写真管理基準の管理項目を満足している。 <input type="checkbox"/> 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 出来形の形状・寸法が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。 <input type="checkbox"/> 出来形における性能・機能を満足するための出来形管理の工夫が確認できる。 <input type="checkbox"/> その他	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●判断基準</p> 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満…b 評価値が80%未満……………c </div>																		
								④土木系 機械設備	<input type="checkbox"/> 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認が出来る。 <input type="checkbox"/> 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認が出来る。 <input type="checkbox"/> 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 <input type="checkbox"/> 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準等に基づき管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 設計図書で定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●判断基準</p> 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満…b 評価値が80%未満……………c </div>											
															⑤土木系 電気設備	<input type="checkbox"/> 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 <input type="checkbox"/> 機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され適切に管理されている。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形を写真撮影している。 <input type="checkbox"/> 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 <input type="checkbox"/> 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 <input type="checkbox"/> 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 <input type="checkbox"/> 配管及び配線が、設計図書又は承諾図通りに敷設している。 <input type="checkbox"/> 測定機器のキャリブレーションを、定期的の実施している。 <input type="checkbox"/> 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 <input type="checkbox"/> 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理している。 <input type="checkbox"/> その他	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●判断基準</p> 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満…b 評価値が80%未満……………c </div>				

考査項目別運用表
一般監督員(5)

(別表)

考査項目	細別	対象工種	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ II 品質(土木)		①土木工事 一般 左記項目で 評価できる工事	優れている 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	やや優れている 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	他の評価に該当しない 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきがa・bに該当しないか、概ね80%を超える。	やや劣っている 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	劣っている 品質関係の測定結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。(契約書第17条に基づく監督職員による改造請求も含まれる。)	
		<p>①品質の評定は、工事全般を通じて評価するものとする。 ②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③品質管理とは、『施工管理基準』の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</p> <p>※バラツキの判断は別紙-4参照</p>						
		②土木工事 一般 ①で判断ができない工事 ③維持修繕工事	<input type="checkbox"/> 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 <input type="checkbox"/> 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 <input type="checkbox"/> 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 施工条件、気象条件を考慮して施工している。 <input type="checkbox"/> 材料の品質・形状が証明書等で確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工箇所以外の部分に損傷を与えないよう工夫している。 <input type="checkbox"/> 施工時期や施工場所について地域や環境への配慮を行った。 <input type="checkbox"/> 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。(維持修繕のみ) <input type="checkbox"/> その他			<p>●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満...b 評価値が80%未満.....c</p>		
		④土木系 機械設備	<input type="checkbox"/> 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)の内容が設計図書の仕様を満足している。 <input type="checkbox"/> 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 <input type="checkbox"/> 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 <input type="checkbox"/> 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 <input type="checkbox"/> 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 <input type="checkbox"/> 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 <input type="checkbox"/> 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。 <input type="checkbox"/> 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 <input type="checkbox"/> 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 <input type="checkbox"/> 設備の取扱説明書を工夫している。 <input type="checkbox"/> 完成図書(取扱説明書)に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 <input type="checkbox"/> 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。 <input type="checkbox"/> 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 <input type="checkbox"/> 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 <input type="checkbox"/> パルプ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 <input type="checkbox"/> 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 <input type="checkbox"/> 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 <input type="checkbox"/> 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> その他			<p>●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満...b 評価値が80%未満.....c</p>		

考 査 項 目 別 運 用 表
一般監督員(6)

(別表)

考查項目	細別	対象工種	a	b	c	d	e			
			優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている			
3. 出来形及び出来ばえ	II 品質(土木)	⑤土木系 電気設備	<input type="checkbox"/> 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 <input type="checkbox"/> 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書仕様を満足している。 <input type="checkbox"/> 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。 <input type="checkbox"/> 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。 <input type="checkbox"/> ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 <input type="checkbox"/> 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 <input type="checkbox"/> 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 <input type="checkbox"/> 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 <input type="checkbox"/> 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 <input type="checkbox"/> 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)している。 <input type="checkbox"/> 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 <input type="checkbox"/> 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 <input type="checkbox"/> その他					●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満…b 評価値が80%未満……………c		
		⑥営繕 建築工事	【共通】 <input type="checkbox"/> 材料・製品の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> 品質確認記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> 施工の各段階における完了状態について、良好な品質を確認できる。 <input type="checkbox"/> 各種構造の躯体工事における施工の品質が、適切である。 <input type="checkbox"/> 内外仕上げ工事における施工の品質が、適切である。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の品質が工事写真で、的確に確認できる。 【新築躯体】 <input type="checkbox"/> 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。【改修】品質管理方法が明確である。 <input type="checkbox"/> 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 <input type="checkbox"/> 材料の品質証明が適切である。 <input type="checkbox"/> 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。【改修】品質・形状が適切で良好な施工である。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の写真記録が適切である。 【新築仕上】 <input type="checkbox"/> 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。【改修】品質管理方法が明確である。 <input type="checkbox"/> 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 <input type="checkbox"/> 材料の品質証明が適切である。 <input type="checkbox"/> 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。【改修】品質・形状が適切で良好な施工である。 <input type="checkbox"/> その他					●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満…b 評価値が60%以上80%未満…c 評価値が60%未満……………d		
	⑦営繕 電気・受変電設備	【共通】 <input type="checkbox"/> 機材の品質が、承諾図面により確認でき、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の内容が適切である。 <input type="checkbox"/> 品質確認記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> 品質が設計図書を満足し、適切な施工である。 <input type="checkbox"/> システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足し良好である。 <input type="checkbox"/> 不可視部分となる品質が、工事写真等で適確に確認できる。 【機材】 <input type="checkbox"/> 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 <input type="checkbox"/> 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 【施工】 <input type="checkbox"/> 品質計画による品質管理記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 <input type="checkbox"/> 施工完了時の試験及び記録が適切である。 <input type="checkbox"/> 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の写真記録が適切である。 <input type="checkbox"/> その他					●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満…b 評価値が60%以上80%未満…c 評価値が60%未満……………d			

考 査 項 目 別 運 用 表
一般監督員(7)

(別表)

考查項目	細別	対象工種	a	b	c	d	e
			優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ II 品質(営繕)		⑧ 営繕 暖冷房衛生設備 ・機械設備	<p>【共通】</p> <input type="checkbox"/> 機材の品質が、承諾図面により確認でき、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の内容が確認できる。 <input type="checkbox"/> 品質確認記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> 品質が設計図書を満足し、適切な施工である。 <input type="checkbox"/> システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足し良好である。 <input type="checkbox"/> 不可視部分となる品質が、工事写真等で適確に確認できる。				<p>●判断基準</p> 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満…b 評価値が60%以上80%未満…c 評価値が60%未満……………d
		⑨ 営繕 複合	<p>【建築工事】</p> <input type="checkbox"/> 材料・製品の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> 品質確認記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 <input type="checkbox"/> 躯体工事における施工の品質が、良好である。 <input type="checkbox"/> 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 <input type="checkbox"/> 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 <input type="checkbox"/> その他			<p>●判断基準</p> 各工種の直行比率により重みづけを行った上で 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満…b 評価値が60%以上80%未満…c 評価値が60%未満……………d	
			<p>【設備① 電気設備・受変電設備工事】</p> <input type="checkbox"/> 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 <input type="checkbox"/> 品質確認記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足し良好である。 <input type="checkbox"/> 機材及び施工の品質が、良好である。 <input type="checkbox"/> 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 <input type="checkbox"/> その他				
			<p>【設備② 暖冷房衛生・機械設備工事】</p> <input type="checkbox"/> 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 <input type="checkbox"/> 品質確認記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足し良好である。 <input type="checkbox"/> 機材及び施工の品質が、良好である。 <input type="checkbox"/> 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 <input type="checkbox"/> その他				

考 査 項 目 別 運 用 表
一般監督員(8)

(別表)

考查項目	細別	工夫事項	配点
5. 創意工夫	I 創意工夫	【施工】	
		施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。	1
		コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。	1
		土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。	1
		部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。	1
		設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。	1
		給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。	1
		照明などの視界の確保に関する工夫。	1
		仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。	1
		運搬車両、施工機械等に関する工夫。	1
		支保工、型枠工、足場工、仮橋脚、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。	1
		盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。	1
		施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。	1
		出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。	1
		施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。	1
		ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事。	2
		特殊な工法や材料を用いた工事。	1
		優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。	1
		【新技術活用】 ※新技術の活用に関する下記4項目での加点は最大4点とする。	
		NETIS登録技術のうち試行技術を活用し、活用効果調査表を提出している。	2
		NETIS登録技術のうち活用した試行技術が「少実績優良技術」である場合又は	2
		NETIS評価情報技術のうち「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」を活用し、活用効果調査表を提出している。	4
		NETIS登録技術のうち試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術を活用した結果	4
		【品質】	
		土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。	1
		コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。	1
		鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。	1
		配筋、溶接作業等に関する工夫。	1
【安全衛生】			
建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。	2		
安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)	1		
安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。	1		
現場事務所、労働者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。	1		
有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。	1		
一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。	1		
厳しい作業環境の改善に関する工夫。			
環境保全に関する工夫。			
【その他】			
<p>※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点点評価する。 ※2. 評価は各項目において選定されれば1, 2, 4点で評価し、最大7点の加点点評価とする。 ※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の加点点を与えてもよい。 ※4. 上記の考查項目のほかに評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点点する。『工事特性』との二重評価を行わない。</p>			

考 査 項 目 別 運 用 表
主任監督員等(9)

(別表)

審査項目	細別	判断例					d	e				
		評価対象	a	a'	b	b'			c			
2. 施工状況	II 工程管理	小	簡	標	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている	
		◆評価対象項目										
		<input type="checkbox"/> 隣接する他の工事などの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。										
		<input type="checkbox"/> 地元及び関係機関との調整を積極的に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。										
		<input type="checkbox"/> 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。										
		<input type="checkbox"/> 配置技術者(現場代理人等)の工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。										
		<input type="checkbox"/> 現場(災害復旧工事など)又は施工条件の変更等による特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。										
		<input type="checkbox"/> 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。										
		<input type="checkbox"/> その他(理由)										
		III 安全対策										
<input type="checkbox"/> 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。												
<input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。												
<input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するため、安全協議会等の活動に積極的に取り組んでいる。												
<input type="checkbox"/> 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。												
<input type="checkbox"/> 安全衛生管理活動が適切に実施されている。												
<input type="checkbox"/> 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。												
<input type="checkbox"/> その他(理由)												

●判断基準
細別ごとに該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。

凡 例

小	小規模(500万円未満)
簡	簡便(500万円以上5,000万円未満)
標	標準(5,000万円以上)

※全て調査工事ベース
ただし小規模対象を簡便により評価すること、簡便対象を標準により評価することができるものとする。

対象項目種別

○	原則対象とする。
△	評価対象として選択できる。
×	評価対象外。

審査項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例						
4. 工事特性	I 施工条件等への対応	<p>I 構造物の特殊性への対応</p> <p>1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模</p> <p>2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事</p> <p>3. その他</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上該当がある場合は4点の加点とする。</p>	<p>(1. について)</p> <p>切土の土工量: 20万㎡以上、盛土の土工量: 15万㎡以上、護岸・築堤の平均高さ: 10m以上、トンネル(シールド)直径: 8m以上、ダム用水門の設計水深25m以上、樋門又は樋管の内空断面: 15㎡以上、揚排水機場の吐出管径: 2,000mm以上、堰又は、水門の最大径間長: 25m以上、堰又は、水門の径間数: 3径間以上、堰又は、水門の扉面積50㎡/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ: 20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積: 100㎡以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積: 300㎡以上、海岸堤防・護岸・突堤又は離岸堤の水深: 10m以上、地すべり防止工: 幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量: 100万㎡、流路工の計画高水流量: 500㎡以上、砂防ダムの堤高: 15m以上、ダムの堤高: 150m以上、転流トンネルの流下能力: 400㎡/s以上、橋梁下部工の</p> <p>(2. について)</p> <p>・砂防工事等で現地調査に基づき、現地合わせの再設計と施工が必要な工事。 ・鉄道営業線に隣接した橋脚の耐震補強工事や河道内の流水部における橋脚撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 ・供用中の施設の改修工事等。 ・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びA類に属する工事 ・電気設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・機械設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・建築工事で耐震及び免震構造の工事 ・建築及び設備工事で敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り直しを行った工事 ・建築及び設備工事で仮設備等を設け、配管・配線等の盛替え等を必要とする改修工事 ・建築及び設備工事で休日・夜間作業が工程の60%以上を占める改修工事 ・施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術、新工法を採用した工事。 ・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事。 ・その他、コンピュータ・シミュレーション等が必要な設計や特殊な工法及び材料等を用いた工事。等 ・VE提案された工法等が高度技術として評価できる場合。</p> <p>(3. について)</p> <p>・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い。また土盛りが薄いため、FEM解析等の施工のための検討が必要な工事。</p>						
			II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応	<p>4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事</p> <p>5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事</p> <p>6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事</p> <p>7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事</p> <p>8. 緊急時に対応が特に必要な工事</p> <p>9. 施工箇所が広範囲にわたる工事</p> <p>10. その他</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上該当がある場合は6点の加点とする。</p>	<p>(4. について)</p> <p>・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。</p> <p>(5. について)</p> <p>・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・その他各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。</p> <p>(6. について)</p> <p>・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。</p> <p>(7. について)</p> <p>・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用中の道路での舗装及び修繕工事等。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 ・横断函渠工事や電線地中化工事等の現道開削工事で、ガス管・水道管・電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事。 ・鉄道営業線及び供用中道路を跨ぐ跨線橋又は跨道橋工事。</p> <p>(8. について)</p> <p>・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。</p> <p>(9. について)</p> <p>・作業現場が広範囲に分布している工事。</p> <p>(10. について)</p> <p>・施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。 ・地元調整や環境対策の制約が特に多い工事。 ・工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事。 ・工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事。 ・環境対策が工程に大きな影響を与えた工事。 ・大気圧を越える気圧下の作業室での工事。 ・酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上・水面から10m以上(10m以下)での工事。 ・工程上、他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事。 ・建築工事で大規模なテレビ電波障害対策を行った工事 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 ・建築工事で特に困難な調整を要する他工事(近接工事)の請負者が複数ある工事。 ・建築工事で外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事。</p>				
					III 厳しい自然・地盤条件への対応	<p>11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事</p> <p>12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事</p> <p>13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事</p> <p>14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事</p> <p>15. その他</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上該当がある場合は4点の加点とする。</p>	<p>(11. について)</p> <p>・河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の1本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要性が生じた工事。</p> <p>(12. について)</p> <p>・海岸及び河川内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水変動が大きいため作業構台等を設置した工事。</p> <p>(13. について)</p> <p>・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。または人命網を使用する必要があった工事。(法面工は除く) ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事。</p> <p>(14. について)</p> <p>・イヌワシ等の貴重種の保護のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 ・冬期施工のため、大規模な雪害冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 ・建築工事で地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。 ・建築工事で冬期施工のため、大規模な雪害冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 ・建築工事で施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。</p> <p>(15. について)</p> <p>・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。</p>		
							IV 長期工事における安全確保への対応	<p>16. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※但し、文書注意に至らない事故は除く。</p> <p>17. その他</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上該当がある場合は6点の加点とする。</p>	<p>(16. について)</p> <p>・12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※但し、文書注意に至らない事故は除く。</p> <p>(17. について)</p> <p>・その他、長期工事における安全確保への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。</p>

考 査 項 目 別 運 用 表
主任監督員等(10)

(別表)

審査項目	細別	判断例			a	a'	b	b'	c	d	e
		評価対象			優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
6. 社会性等	I 地域への貢献等	小	簡	標	◆評価対象項目						
		○	○	○	□周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。(粉じん対策や看板設置等の配慮などが積極的に取り組まれた。)						
		△	○	○	□現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。(現場仮囲い等の色使い等)						
		△	○	○	□広報紙(定期的な時期等)の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。(地域との協議会等の実施など)						
		○	○	○	□道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。(創意工夫で提出された場合はここで評価する。)						
		○	○	○	□地域が主催するイベント(地域的なゴミ拾い等も含む)へ積極的に参加するなど、地域とのコミュニケーションを図った。						
		△	○	○	□工事期間内に発生した災害などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。						
		○	○	○	□その他(理由)						

●判断基準
細別ごとに該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。

審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
7. 法令遵守等	措置内容	点数
	1. 指名停止3ヶ月以上	-20点
	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点
	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点
	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点
	5. 文書注意	-8点
	6. 口頭注意	-5点
	7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	-3点
	8. その他	- 点
	9. 項目該当なし	-

① 本評価項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、「施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。
 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。
 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。
 ④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
3. 使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
6. 一括下請け、技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9. 監督または検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
10. 下請代金を支払いを期日以内に行っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検された。
12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等暴力団関係者がいることが判明した。
13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている、砂利、砂、防音シート軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
15. その他

理由: